

令和7年度

市民活動助成事業 募集のご案内

市民の自主的な社会貢献活動を支援するために、地域や社会の問題、課題に取り組む団体に対し、助成金を交付します。

相談受付期間：令和7年2月12日（水）～3月29日（土）

申請受付期間：令和7年4月 3日（木）～ 10日（木）

※相談・申請ともに日曜、月曜、祝日を除く

受付時間：午前9：00～午後5：00

川口市市民生活部協働推進課

1 助成対象団体

- (1) 営利を目的とした団体でないこと。
- (2) 主たる活動場所が川口市内であること。
- (3) 5名以上の会員が在籍し、会則・定款等の定めに基づく活動を現に行っていること。
(設立年数は問いません)
- (4) かわぐち市民パートナーステーションの利用登録、もしくは川口市社会福祉協議会のボランティア団体登録をしている団体。(登録がない場合は速やかに登録すること。)
- (5) (1)～(4)のほか、宗教活動を行う団体、政治活動を行う団体、特定非営利活動法人以外の公益法人等(一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人)、実施責任が明確でない団体、公益を害すると思われる団体などは申請できません。

2 助成対象事業

- (1) 原則として、川口市内で実施され、主に川口市民を対象とした事業であること。
- (2) 地域や社会のさまざまな問題、課題に取り組む事業であること。
- (3) 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業であること。
- (4) 市民福祉の向上を目的とした事業のうち、新規性や継続性の高い事業であること。

3 助成対象外となる場合

- (1) 同一事業において国、地方公共団体、民間企業、団体等の他制度から助成を受ける事業
- (2) 助成金が団体を継続するための運営費にあてられるような事業
- (3) 特定の個人や団体、または構成員のみが利益を受ける事業
- (4) 政治・宗教・営利目的に関する事業
- (5) 当助成金を3回受けたことのある事業
- (6) 同一団体から同年度に2事業以上の申請があった場合

4 助成金の額

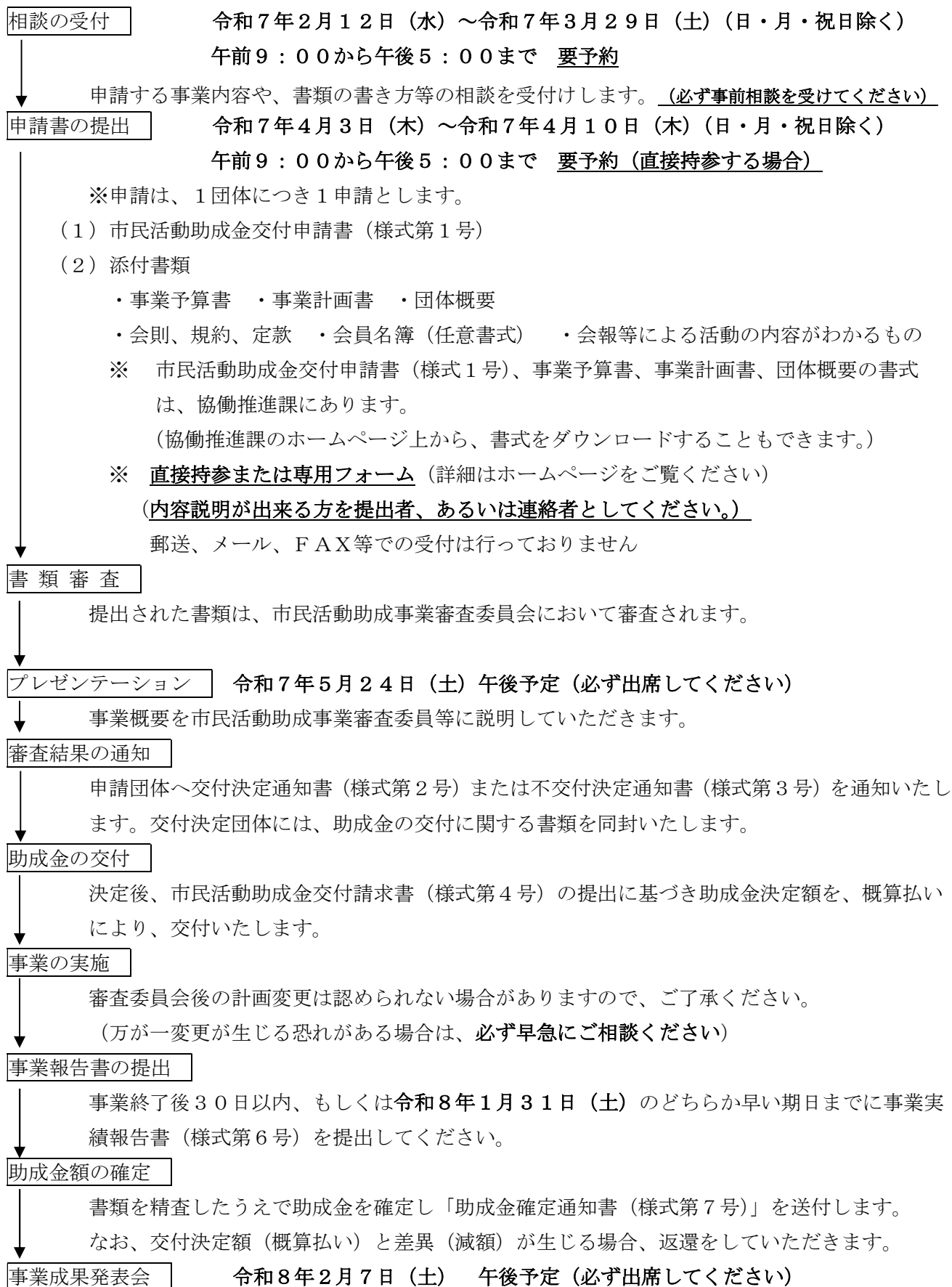
同一の事業において助成された回数に応じ下の表の額を限度に助成します。

同一の助成対象事業に係る助成の回数	限度額	助成率
1回	50万円	助成対象経費の90%
2回	40万円	助成対象経費の70%
3回	30万円	助成対象経費の50%

※ 助成をする事業数及び額は予算と審査により決定します。

※ 令和7年度は総額195万5千円を予定しています。(川口市議会において認められた予算の範囲内で助成事業を行います。)

5 相談、申請から助成金交付・成果発表会までの流れ



6 助成対象事業実施期間

令和7年度助成金交付決定日（6月中旬予定）から令和8年1月24日（土）までの間に実施される事業

7 助成対象後の注意点

助成を受けることが決定した事業は、事業を広報するポスターやチラシ・パンフレット等に「川口市市民活動助成事業」であること及び「申請団体名」を必ず明記してください。

8 事業内容の変更および中止がある場合

助成金の交付決定後に、事業について変更および中止があった場合は、計画変更中止申請書（様式第5号）を提出してください。万が一変更が生じる恐れがある場合は、**必ず早急にご相談ください。**

9 助成金について

- ・事業終了後、提出された事業報告書の内容を精査し、助成金額の確定を行います。
- ・事業内容の変更や事業費に減額が生じた場合、実績報告の確認等により助成金が減額となる場合があります。
- ・交付決定額（概算払い）と確定した額（減額）に差異が生じた場合は返還をしていただきます。

10 事前相談の受付について

相談の受付：申請する事業内容や、書類の書き方等の相談を受け付けします。**必ず予約**をしてから、ご来所ください。

相談受付期間：令和7年2月12日（水）～3月29日（土）（日・月・祝日を除く）

相談受付時間：午前9：00～午後5：00

問合せ先：川口市市民生活部協働推進課 協働推進係

〒332-0015 川口市川口1-1-1 キュボ・ラ本館棟 M4階

電話048-227-7633 FAX048-226-7718

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01060/020/2/siminkatudoujyosei/3498.html>

E-mail：volun@city.kawaguchi.saitama.jp

【受付時間】 祝日を除く火曜日～土曜日 午前9：00～午後5：00

【休所日】 月曜日・祝日・年末年始

